

宮古市

第二期子ども・子育て支援事業計画

2020（令和2）年3月

岩手県 宮古市

はじめに

「安定した仕事を持って、子どもを幸せに育てられるまち」という考えのもと、本市では次代を担う子どもたちの成長を支える取り組みが重要な課題と捉え、保健、医療、福祉、教育をはじめとする幅広い分野で、総合的な子育て支援施策に取り組んでまいりました。

2011（平成23）年3月11日に発生した、東日本大震災をはじめとする自然災害を起因とした地域コミュニティの変化、また少子化や核家族化の進展、就労意欲の高まりによる保育ニーズの増大など、さまざまな要因が絡み合い、待機児童の問題や児童虐待の増加等、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく様変わりし、抱えている課題は多様化しています。

国は、2019（令和元）年10月から「幼児教育・保育の無償化」をスタートさせています。本市では、国の施策で有償とされた0から2歳の課税世帯の保育料と、利用者負担となった副食費について、独自に追加支援したことにより、ほぼ全ての未就学児の「幼児教育・保育の無償化」を図りました。

こうした状況を踏まえ、社会や制度の変化に危機感を持って対応し、更なる子育て支援の充実のため、「宮古市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定し、子育て環境の充実に取り組んでまいりました。

今年度で計画期間の5年が終了することから、「宮古市第二期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定いたしました。本計画では、前計画の基本理念「子どもたちの健やかな成長のため、みんなが安心して子育て出来るまちづくり」の考え方を継承し、将来を担う子どもたちが健やかに成長でき、地域の人々に見守られながら親が安心して子どもを産み育てられ、仕事と家庭を両立しながら子育てできるまちを目指して事業を推進してまいります。

結びに、計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見やご提案をいただいた、「宮古市子ども・子育て会議」の皆さまをはじめ、市民、関係団体、市議会など関係の皆様に、深く感謝を申し上げますとともに、今後も計画の推進に向け、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月



宮古市長 山本 正徳



目次



第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 他計画との関係.....	4
4 計画の実施期間.....	5
5 制度改正等のポイント.....	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正.....	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項.....	6
6 全ての子どもの権利を保障する社会的養育支援の構築.....	7
7 計画の策定体制と市民意見の反映.....	7
8 県や近隣市町村との連携.....	8
第2章 子ども・子育て環境の現状	11
1 人口と子ども人口の状況.....	11
(1) 子ども人口等の推移.....	11
(2) 合計特殊出生率の推移.....	12
2 子育て世帯の状況.....	13
(1) 子育て世帯の推移.....	13
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保護者の状況.....	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況.....	17
(1) 就業率の推移.....	17
(2) 母親の就労状況.....	18
(3) 育児休業制度利用の状況.....	23
4 子育て支援事業の利用状況.....	25
(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況.....	25
(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由.....	26
5 施策の進捗評価.....	28
6 本市における子育て支援に関する課題.....	29

第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念等	33
2 子どもの権利の尊重	33
3 計画の基本目標	34
4 施策の体系図	35
第4章 子育てに関する施策の展開	39
基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	41
基本方向（1）親と子の健康保持・増進	41
基本方向（2）子育てと就労や社会参加の両立支援	43
基本方向（3）子育て中の家庭への支援	45
基本方向（4）子育てしやすい生活環境の整備	50
基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり	52
基本方向（1）子どもの健全育成	52
基本方向（2）子どもがのびのびと成長できる環境の整備	55
基本目標Ⅲ 子どもも親も共に学び成長していける環境づくり	59
基本方向（1）家庭や地域の教育力の向上	59
基本方向（2）次代を担う若い世代への支援	61
基本目標Ⅳ 保護や支援が必要な子どもや家庭を支える環境づくり	63
基本方向（1）子どもを支える取り組みの充実	63
基本方向（2）家庭を支える取り組みの充実	66
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	71
1 教育・保育事業等の提供区域	71
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	72
（1）推計の手順	72
（2）子ども人口の推計	73
（3）家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	74
3 教育・保育の量の見込みおよび確保方策	75
（1）施設型事業	75
（2）地域型保育事業	78

4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みおよび確保目標量	81
	(1) 相談支援事業	81
	(2) 訪問系事業	82
	(3) 通所系事業	83
	(4) その他事業	87
5	子どもの放課後対策の推進	90
	(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	90
6	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	92
	(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方	92
	(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援	92
	(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実	92
	(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携	92
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の 内容に関する事項	93
第6章 教育・保育施設の適正配置		97
1	教育・保育施設の入所状況	97
2	教育・保育施設の適正配置	98
第7章 子どもの貧困対策		103
1	子どもの貧困対策計画策定の背景	103
2	子どもの生活環境に関する調査結果のまとめ	104
	(1) 世帯の経済的状況について	104
	(2) 子どもの教育や生活に関わる状況について	105
	(3) 子どもとの関わりについて	106
	(4) 保護者の就労状況について	107
	(5) 子どものために必要な支援について	108
3	調査結果から見てきた現状と課題	110
	(1) 子どもに関する理解	110
	(2) 安心して子育てできるまちづくりに向けて	110
4	子どもの貧困対策に関する取り組み	111
5	具体的な施策	111
	(1) 教育の支援	111
	(2) 生活の安定に資するための支援	112
	(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	113
	(4) 経済的支援	113

第8章 計画の推進・評価体制	117
1 計画の推進体制	117
(1) 市の推進体制	117
(2) 関係機関・関係団体等との連携	117
2 計画の公表および周知	117
3 計画の評価と進行管理	118
資料編	121
1 幼児教育・保育の無償化について	121
(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯	121
(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨	121
(3) 無償化の対象者・対象範囲等	122
2 宮古市の独自支援に関する資料	124
3 宮古市子ども・子育て会議条例	128
(1) 設置条例	128
(2) 委員名簿	129
4 用語解説	130

◆年号記載方法について

2019年5月の改元に伴い、本文中の年号は2020（令和2）年のように、西暦と和暦を併記しております。

なお、グラフおよび表における記載は西暦表記としております。



第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

宮古市（以降「本市」という。）では、2010（平成22）年に次世代育成支援対策推進法に基づく宮古市次世代育成支援地域行動計画前期計画（みやこ子育てプラン21）を改訂・策定した後期計画に基づき、男女がともに家庭や子育てに夢を持ち、次代を担う子ども達が健やかに育つ環境づくりを目指し、関係する施策を推進してきました。さらに、2012（平成24）年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、2015（平成27）年4月からの新制度への移行に伴い、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを含めた利用希望を把握した上で、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「宮古市子ども・子育て支援事業計画」（以降「第一期計画」という。）を策定し、2015（平成27）年度から5か年計画で、「みんなが安心して子育て出来るまちづくり」に取り組んでまいりました。

しかし、こうした施策を推進しながらも、少子化の流れは進行し、さらに子どもの貧困問題が表面化したことで、国は2017（平成29）年6月に「子育て安心プラン」を公表し、幼児期の教育および保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正した「子育てのための施設等利用給付」を創設し、利用者負担の無償化等の措置を講じることで、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減をはじめとする総合的な少子化対策を推進していくことになりました。

これを受け本市では、第一期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、子ども・子育て支援の事業量の見直しを行いました。さらに、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、2019（平成31）年2月に実施した利用者のアンケート結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で「子ども・子育て会議」等で議論を通して、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み等を勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「宮古市第二期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、「幼児教育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、次世代育成支援対策推進法による関連する諸制度の施策と連携し、また、「宮古市こども条例（仮称）」や「持続可能な開発目標（SDGs）」の取り組みとの整合を図りながら、本市市内に居住する子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できる事業展開を図り、身近な地域において質の高い教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進し実施することとしました。



2 計画の位置づけ

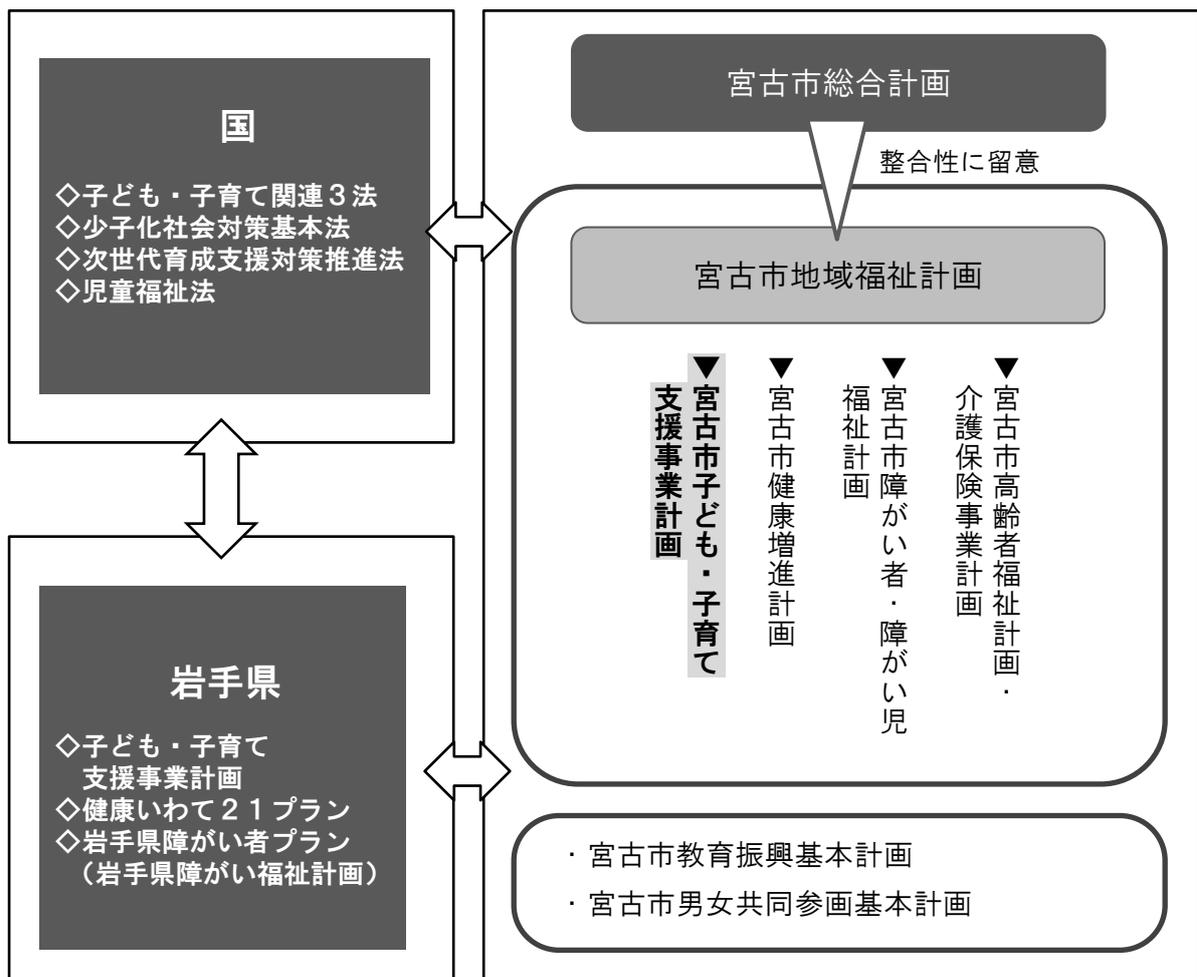
この計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して策定するものであり、本市がこれまで取り組んできた『宮古市次世代育成支援行動計画後期計画』を踏まえたものとしています。

また、2019（令和元）年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」により、市町村においても地域の実情を踏まえた子どもの貧困対策についての計画を策定するよう努めることとされたことから、子どもの貧困対策推進計画も兼ねて、今後、子ども・子育てのための支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置づけます。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたって、市の将来像やまちづくりの基本的な指針となる「宮古市総合計画」および上位計画である「宮古市地域福祉計画」との整合性を図るよう努めました。

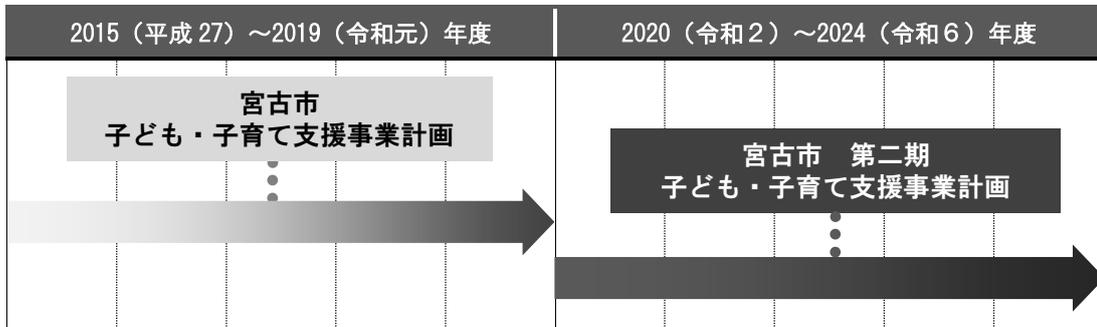
■ 他計画との連携



4 計画の実施期間

本計画の期間は、法に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、2019（令和元）年度に策定しました。

■ 計画期間



5 制度改正等のポイント

（1）子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 2016（平成28）年の一部改正

国主体の「仕事・子育て両立支援事業」を創設するとともに、事業主拠出金の率の引き上げ等。

② 2018（平成30）年の一部改正

子どものための教育・保育給付の費用の一部への拠出金を充当させるとともに、待機児童解消のため「子育て安心プラン」を前倒しし、保育の受け皿確保としての保育充実事業を規定。

③ 2019（令和元）年の一部改正（幼児教育・保育の無償化に係る改正）

子ども・子育て支援の内容および水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子どもの保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加するとともに、子育てのための施設等利用給付を創設。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるように、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者および教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- 子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- 利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- 放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

6 全ての子どもの権利を保障する社会的養育支援の構築

2016（平成28）年6月の児童福祉法の改正によって、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長および発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」ことが基本理念として位置づけられ、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が支える形で、児童の福祉が保障される旨が明確化されました。

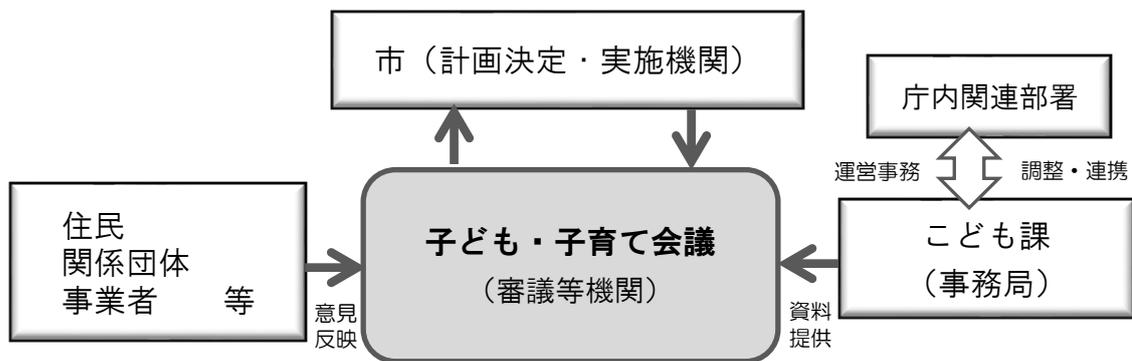
本市では、2020（令和2）年度に子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センターを設置し、支援が必要な児童等についての実情の把握や関係機関の調整など、母子保健や福祉部門等が相互に連携を図りながら、児童虐待等の深刻な事案に至らないよう対応を図ります。また、貧困の世代間連鎖を絶つための子どもの貧困対策の推進や、親の妊娠・出産期からの切れ目のない支援など、全ての子どもが権利の主体として、最善の利益が尊重されるよう、社会的養育支援体制の構築を図っていきます。

7 計画の策定体制と市民意見の反映

本計画の策定体制としては、「宮古市子ども・子育て会議」を設置し、地域の関係者や一般公募から選ばれた市民代表者を委員として委嘱しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映しました。

また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2019（平成31）年2月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民から得られた計画最終案に対する意見等を精査しながら会議で協議・考察した上で、必要に応じて市民の意見を計画書に反映するように努めました。

■ 計画の策定体制



8 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策については、市民の必要なニーズ量が確保できるよう、庁内の関係部署が近隣市町村と協議・調整を行いながら、相互に連携を図りました。また、近隣市町村間で協議・調整を進めていく上で、県が中心となり、必要に応じて広域調整を行うことになっているため、県からは恒常的な情報交換や必要な環境の整備等の支援を受けました。

子ども・子育て支援の実施にあたっては、市民が希望するサービスを利用できるよう、地域の資源を有効に活用し、地域の実情に応じた市町村域を超えたサービスの利用や、個々のサービスの特性に留意する必要があるため、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努めて、それぞれの役割分担を行いながら円滑な推進を図ります。



第2章

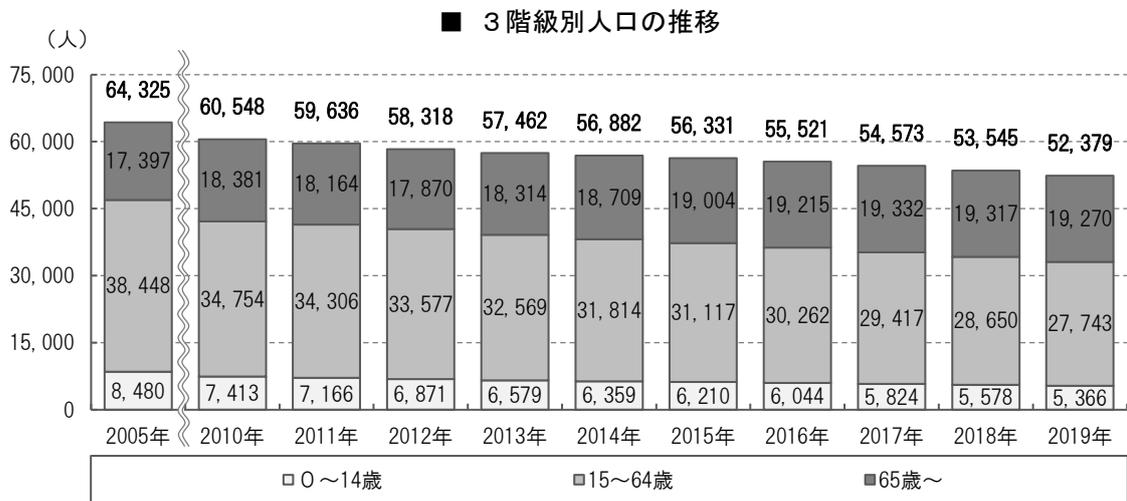
子ども・子育て環境の現状

第2章 子ども・子育て環境の現状

1 人口と子ども人口の状況

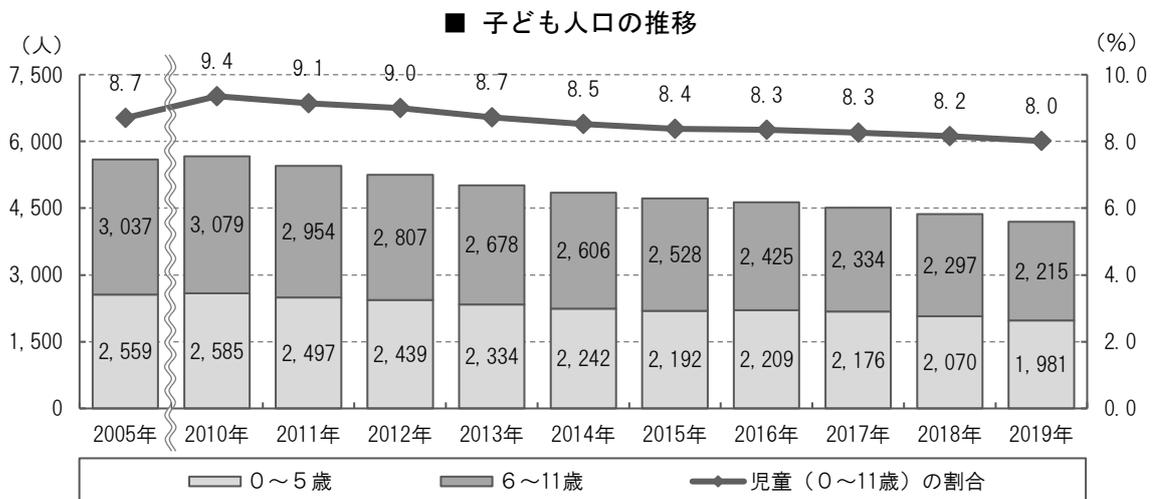
(1) 子ども人口等の推移

本市の総人口は2005（平成17）年以降、減少し続けています。また、3階級別人口をみると、老年人口（65歳以上）は2013（平成25）年から2017（平成29）年までは増加しているものの、2018（平成30）年以降は減少傾向、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）はともに2005（平成17）年以降、減少し続けています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子どものうち0～11歳人口は、2010（平成22）年以降は減少傾向にあり、総人口に対する割合も低下しています。

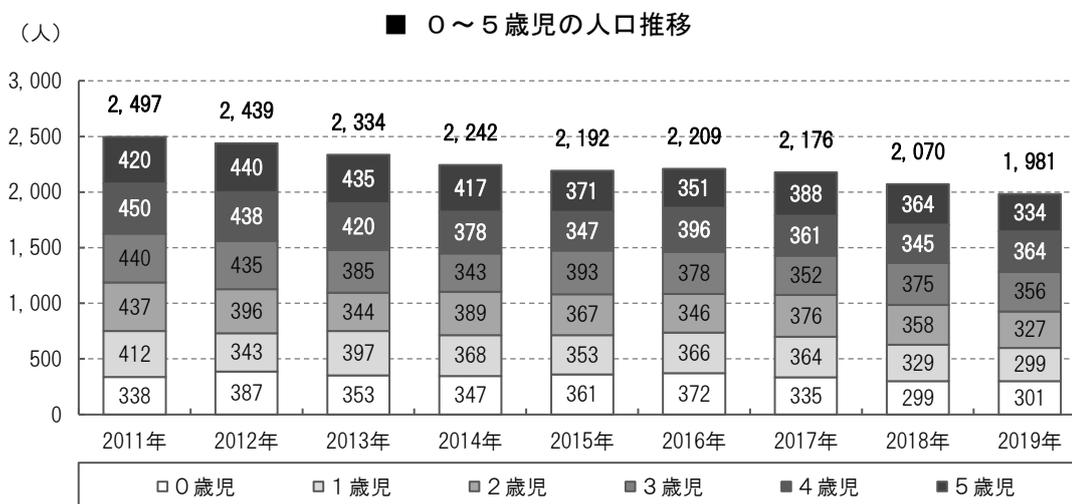


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）



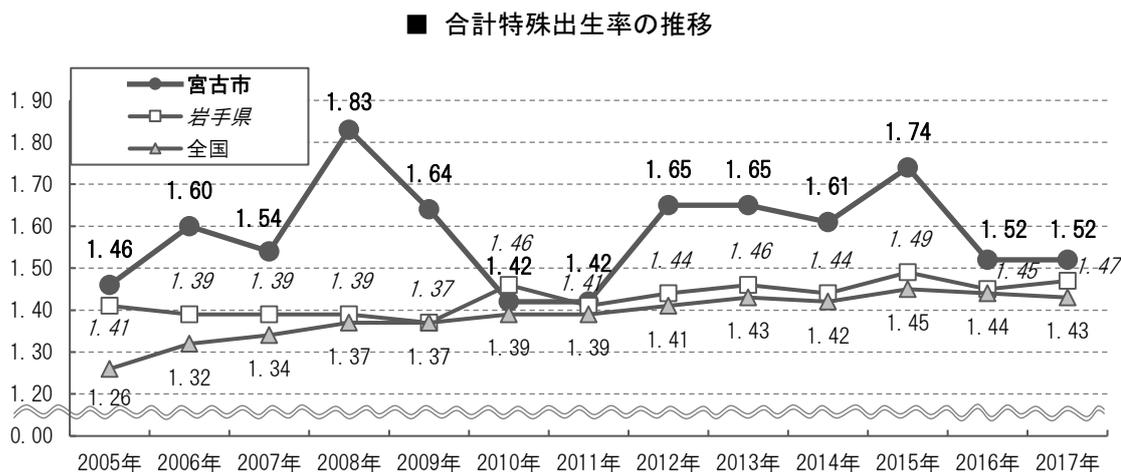
さらに就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口の推移をみると、2011（平成23）年から2019（平成31）年にかけて、いずれの年齢も100人前後減少し、全体では516人（20.7%）減少しています。このように各年齢ともに減少傾向にあることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、2005（平成17）年以降1.4～1.8台で推移し、また、ほとんどの年で全国・県より高い水準となっています。

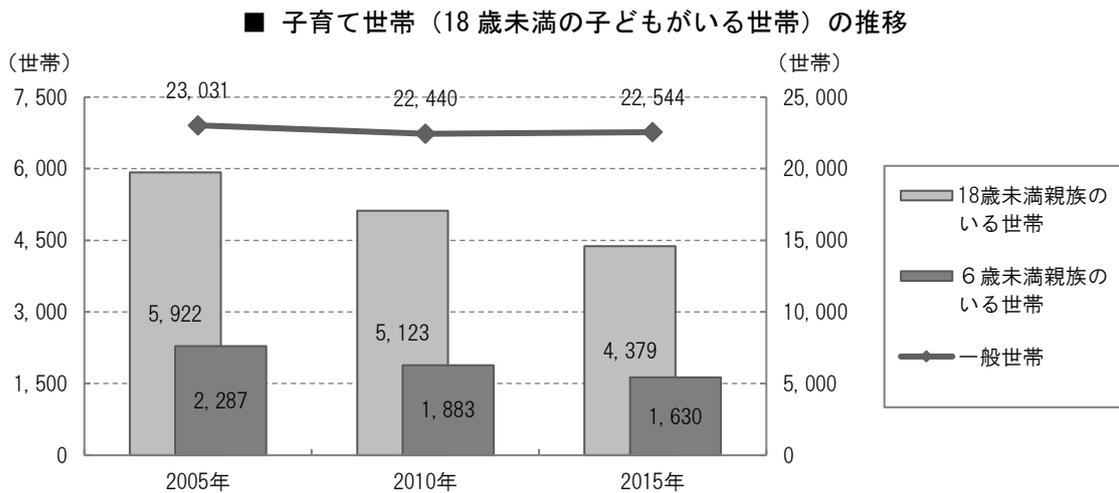


資料：岩手県の人口動態統計

2 子育て世帯の状況

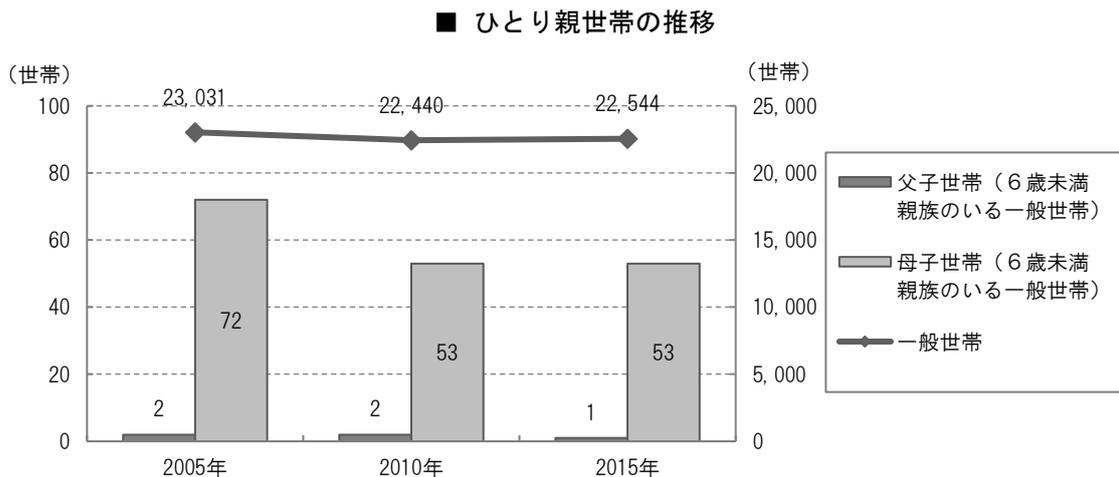
(1) 子育て世帯の推移

2005（平成17）年から2015（平成27）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯はほぼ横ばい、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。



資料：国勢調査

また、6歳未満親族のいるひとり親世帯の推移をみると、母子世帯は2005（平成17）年から2010（平成22）年では減少し、その後2015（平成27）年までは横ばいとなっています。一方、父子世帯は2005（平成17）年以降横ばい状況にあります。



資料：国勢調査

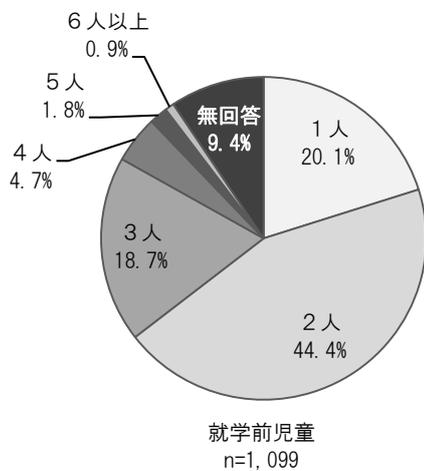
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保護者の状況

調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童の世帯では「2人」、「1人」、「3人」の順、小学生の世帯では「2人」、「3人」、「1人」の順となり、「2人」以上の世帯の割合は、就学前児童で69.7%、小学生で84.3%と小学生の世帯が14.6ポイント高くなっています。

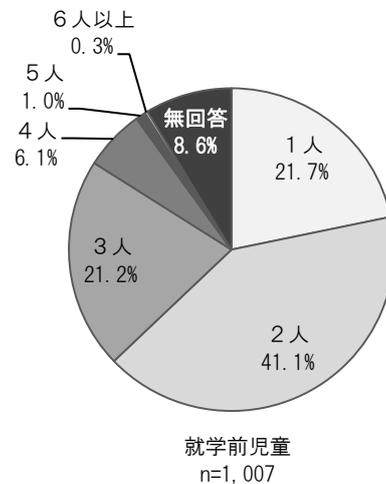
前回調査（H25）と比較すると、就学前児童・小学生ともに、子育て世帯の子どもの人数は5年間で大きな変化はない状況です。

■ 子育て世帯の子ども人数

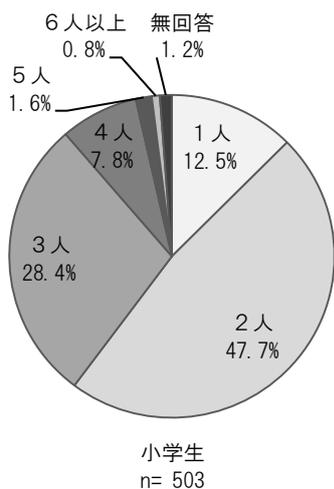
《H25 調査（就学前児童）》



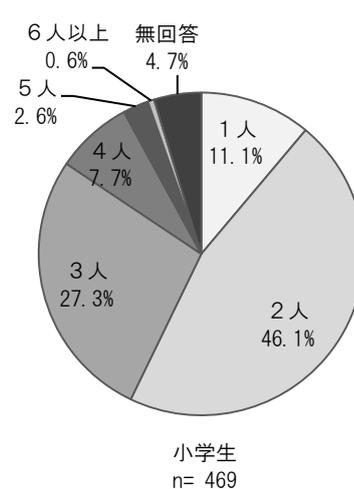
《H30 調査（就学前児童）》



《H25 調査（小学生）》



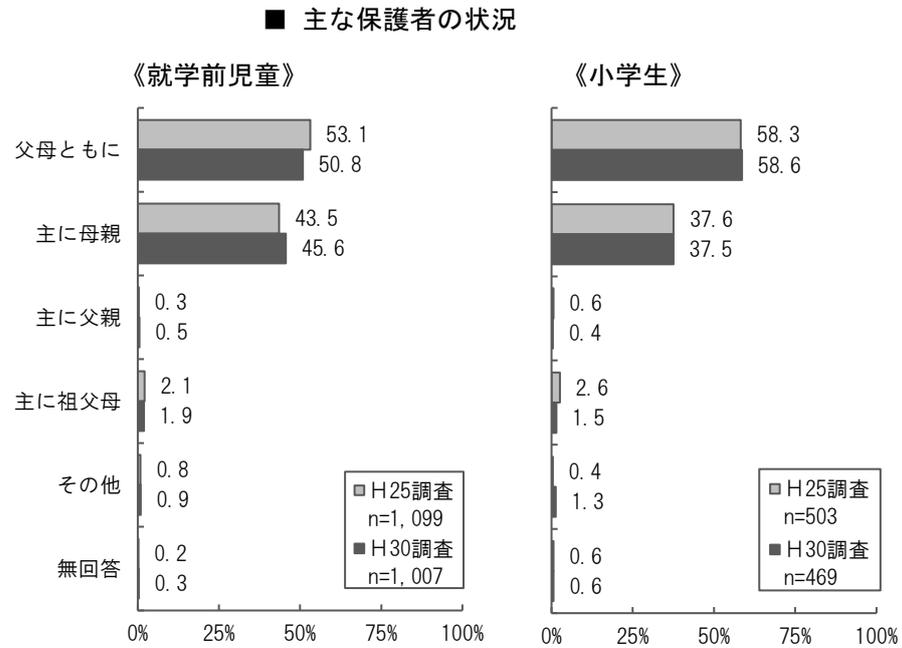
《H30 調査（小学生）》



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

家庭で主に子育てを行っている方をみると、就学前児童・小学生ともに「父母ともに」（50.8%・58.6%）と回答した割合が最も高く、次いで「主に母親」（45.6%・37.5%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童・小学生ともに大きな変化はない状況です。

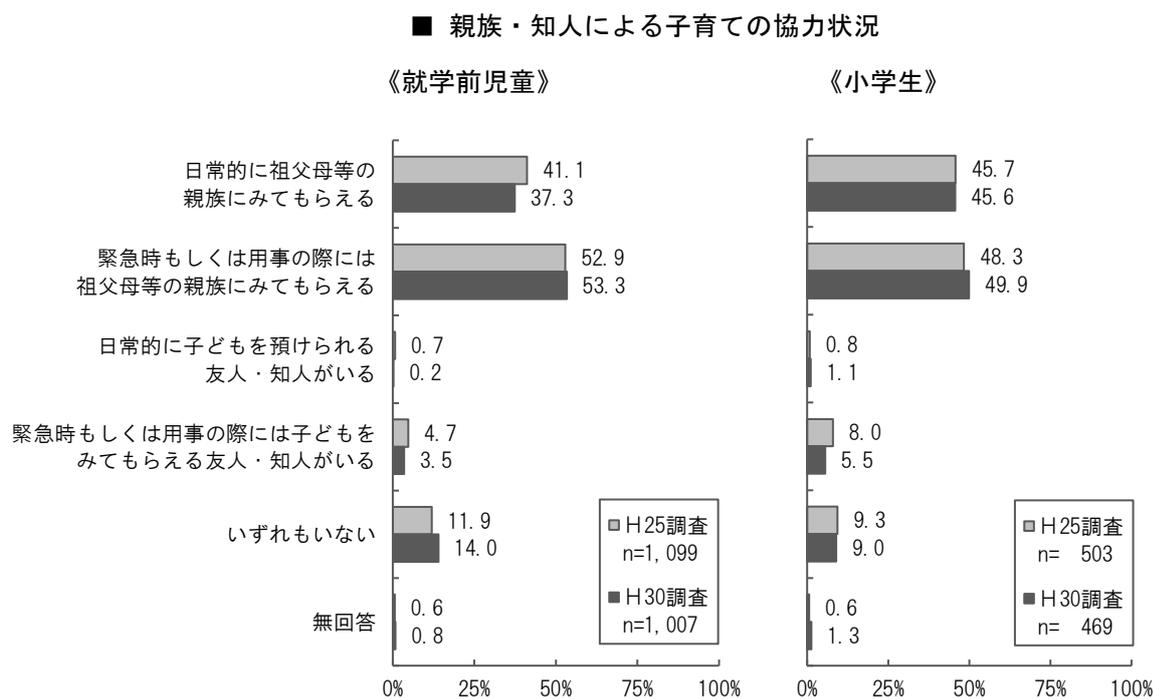


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



親族や知人による子育ての協力状況をみると、協力者が「いずれもない」と回答した割合は、就学前児童が14.0%、小学生が9.0%であることから、大半は周囲の協力を得られている状況です。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した割合が3.8^{ポイント}低くなり、一方、協力者が「いずれもない」と回答した割合は2.1^{ポイント}高くなっています。就学前児童では、5年前より緊急時にみってくれる親族がいる割合は高くなっているものの、それ以外ではみてもらいにくい状況がうかがえます。



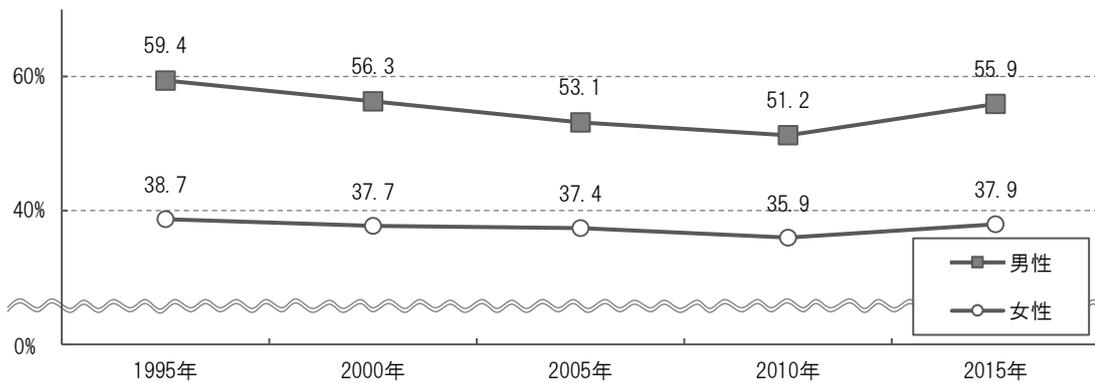
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

(1) 就業率の推移

本市の15歳以上の就業率をみると、2010（平成22）年まで男性の就業率は低下、その後2015（平成27）年には上昇しています。一方、女性はほぼ横ばい状況です。2015（平成27）年に男性の就業率が上がっている要因として、近年定年後の男性の就業率が上がっていることが考えられます。

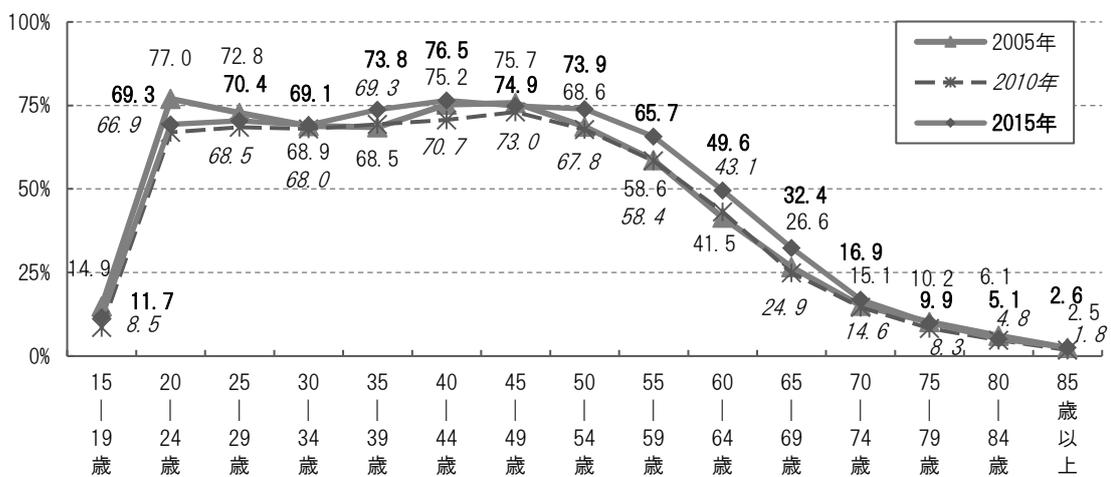
■ 男女別就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別労働力率をみると、2005（平成17）年は20～24歳と45～49歳をダブルピークとするM字カーブを描いています。これは、女性の結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するものでありますが、2010（平成22）年・2015（平成27）年ではM字カーブは現れていないことから、ライフスタイルの変化がうかがえます。

■ 女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

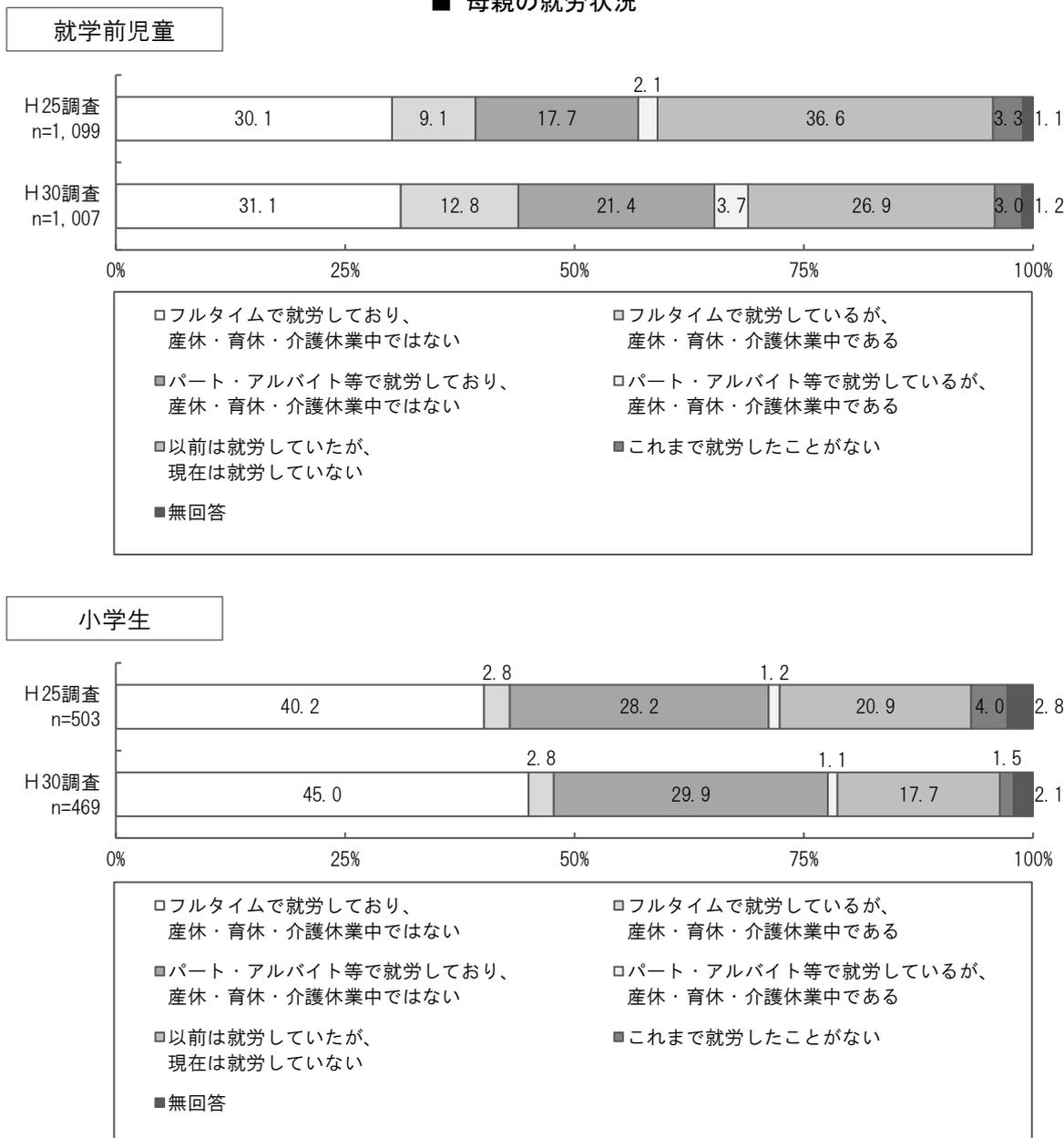


(2) 母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童で69.0%、小学生で78.8%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で16.5%、小学生では3.9%となっています。

前回調査(H25)と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では10.0^{ポイント}、小学生では6.4^{ポイント}高くなっています。また、産休・育休・介護休業を取得中の母親の割合も就学前児童では5.3^{ポイント}高くなっています。

■ 母親の就労状況

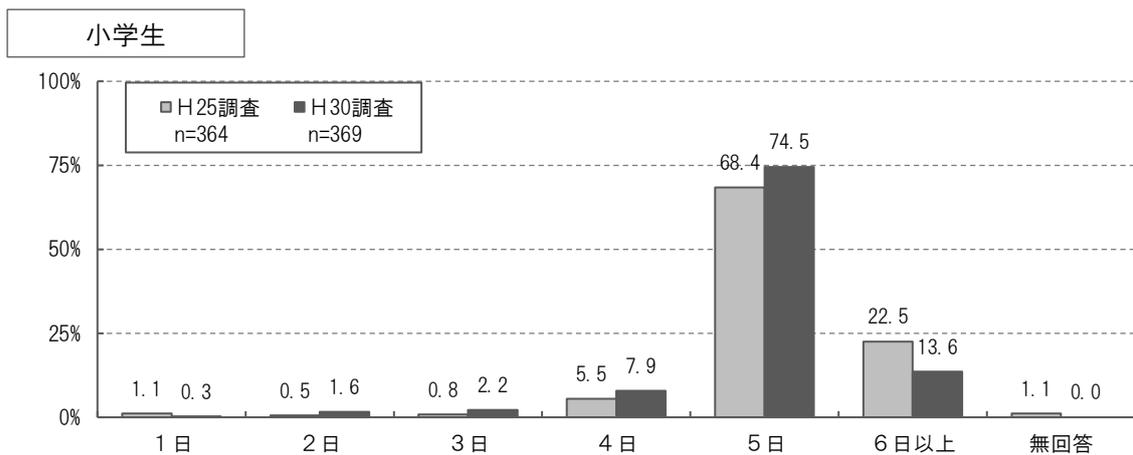
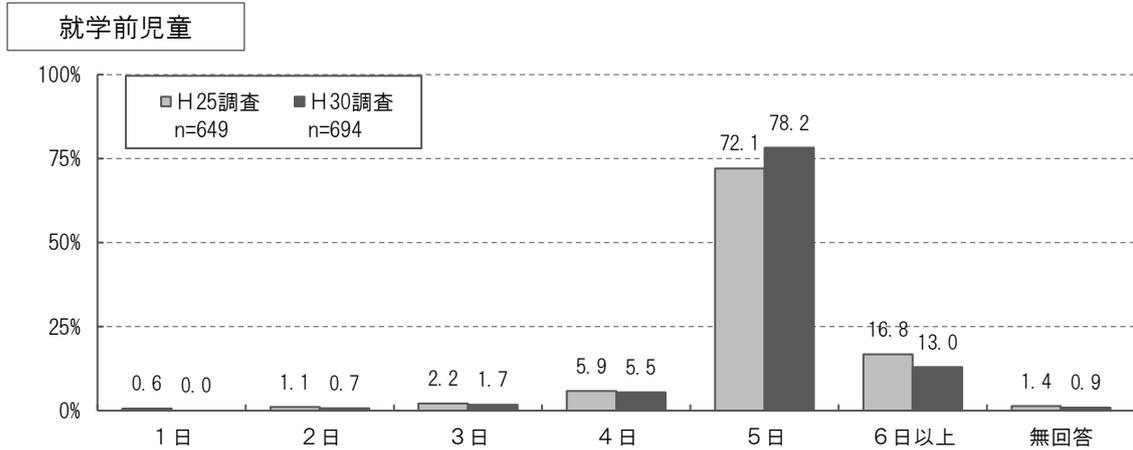


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」(78.2%・74.5%)が最も高くなっています。

前回調査(H25)と比較すると、週に「5日」働いている母親の割合は、就学前児童・小学生ともに6.1^{ポイント}高くなっています。

■ 母親の就労日数(1週当たり)



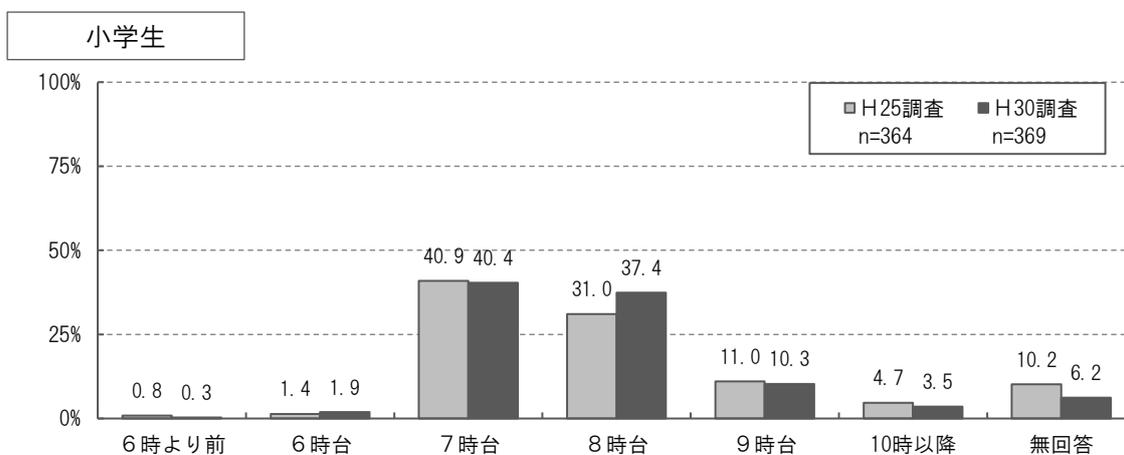
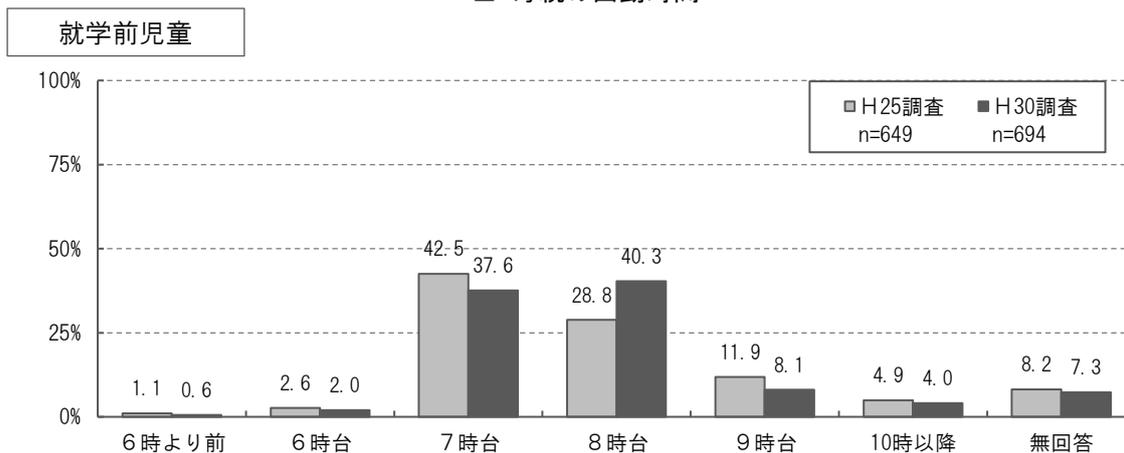
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親の出勤時間は、就学前児童では「8時台」（40.3%）、「7時台」（37.6%）の順、小学生では「7時台」（40.4%）、「8時台」（37.4%）の順となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童では「7時台」に出勤する母親の割合が4.9^{ポイント}低くなり、「8時台」が11.5^{ポイント}高くなっています。また、小学生でも「7時台」に出勤する母親の割合は若干低くなり、「8時台」が6.4^{ポイント}高くなっています。

■ 母親の出勤時間

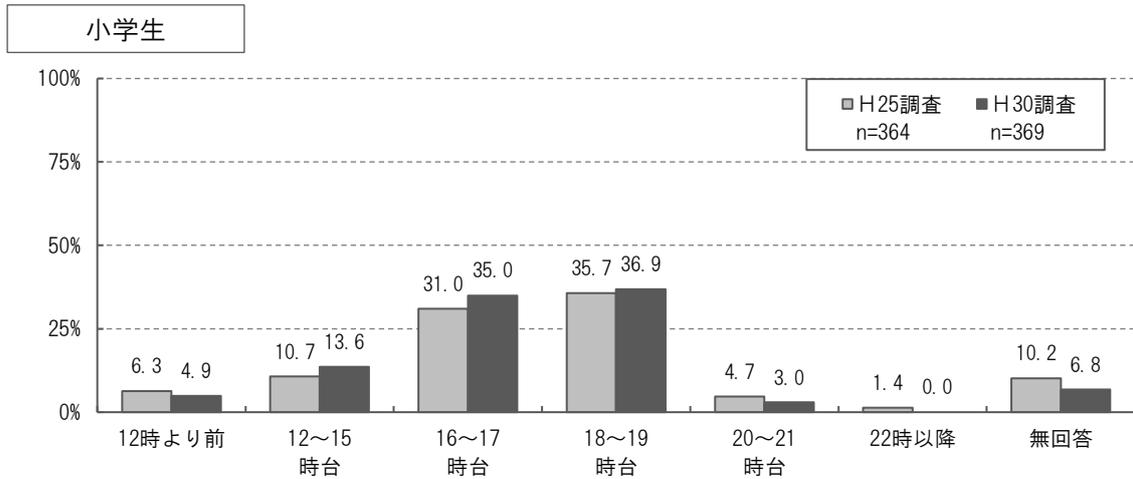
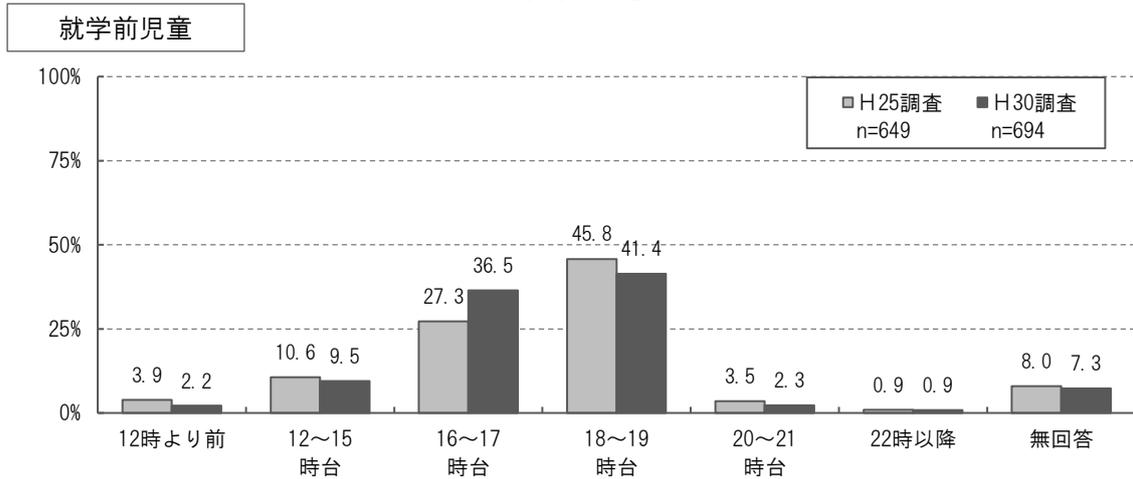


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「18～19時台」（41.4%・36.9%）が最も高く、次いで「16～17時台」（36.5%・35.0%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、就学前児童では「16～17時台」が9.2ポイント高くなっているものの、それ以外の時間帯は前回を下回っています。一方、小学生は「12～19時台」でやや高くなっているものの、大きな変化はない状況です。

■ 母親の帰宅時間



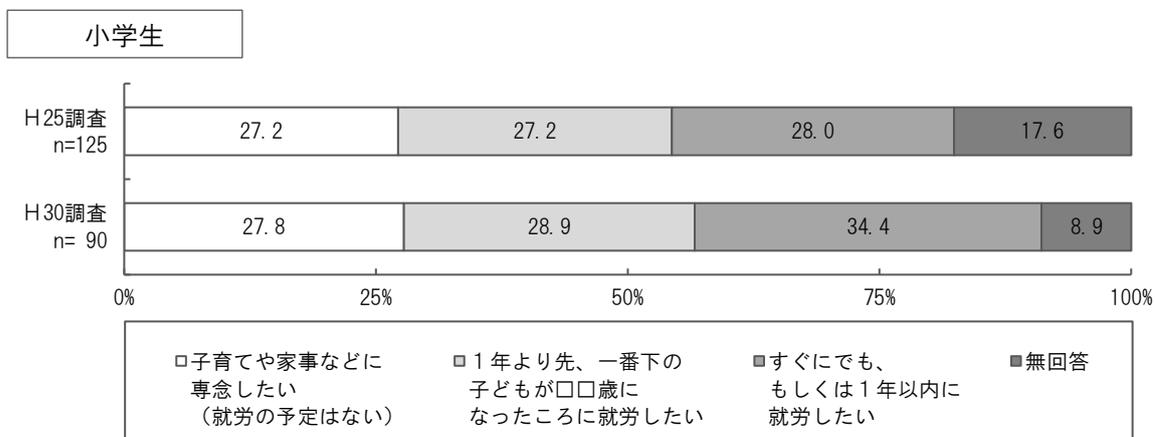
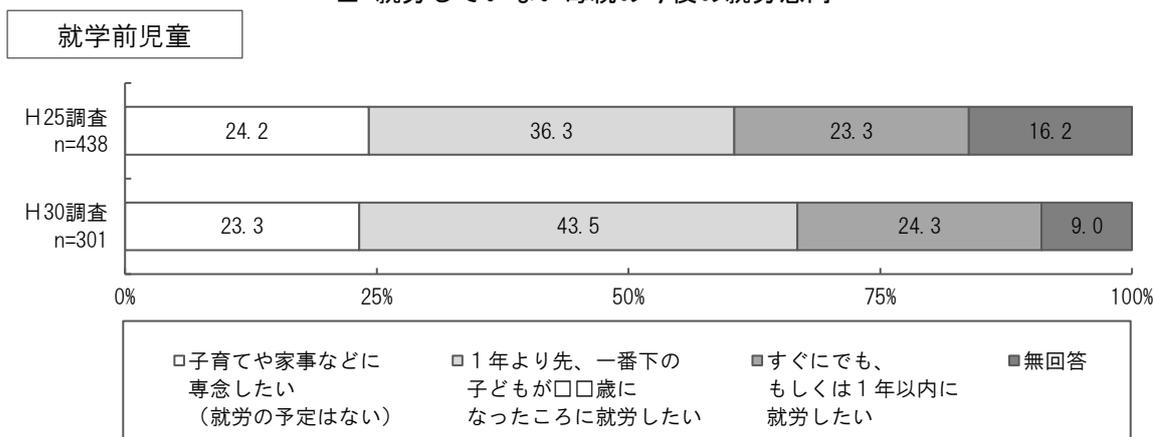
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



現在就労していない母親の今後の就労意向をみると、就学前児童では「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」（43.5%）、小学生では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」（34.4%）の割合が最も高くなっています。

前回調査（H25）と比較すると、「1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい」と「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」を合わせた割合は、就学前児童が8.2 ポイント、小学生が8.1 ポイント高くなり、就労を希望する母親の割合が高くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向



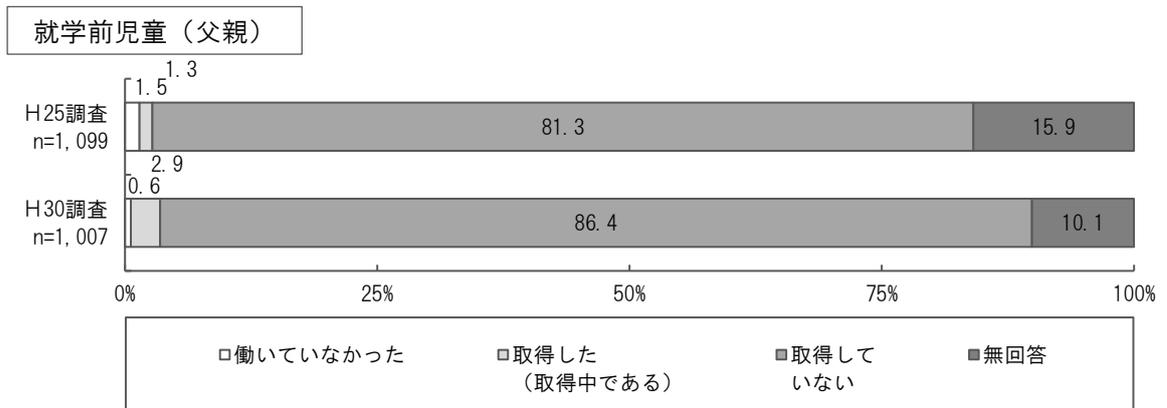
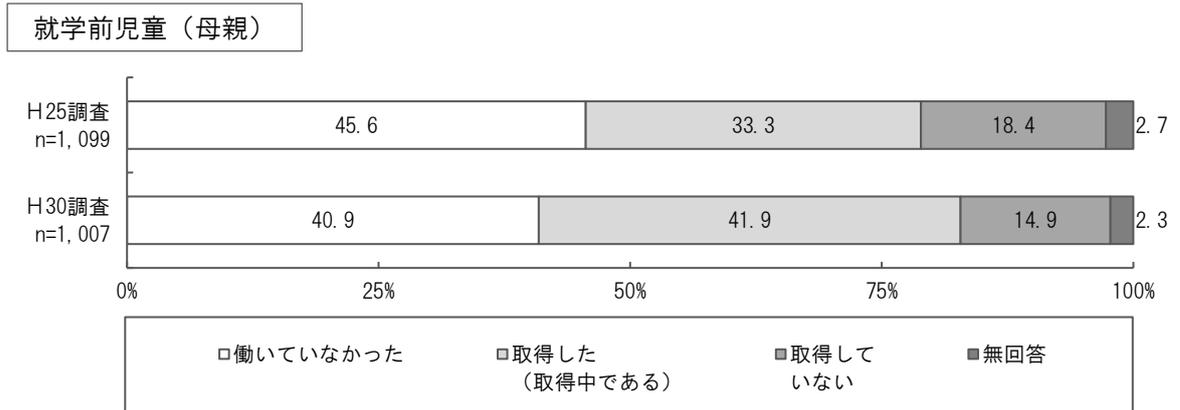
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は41.9%、一方、父親は2.9%となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は8.6ポイント、父親は1.6ポイント高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況



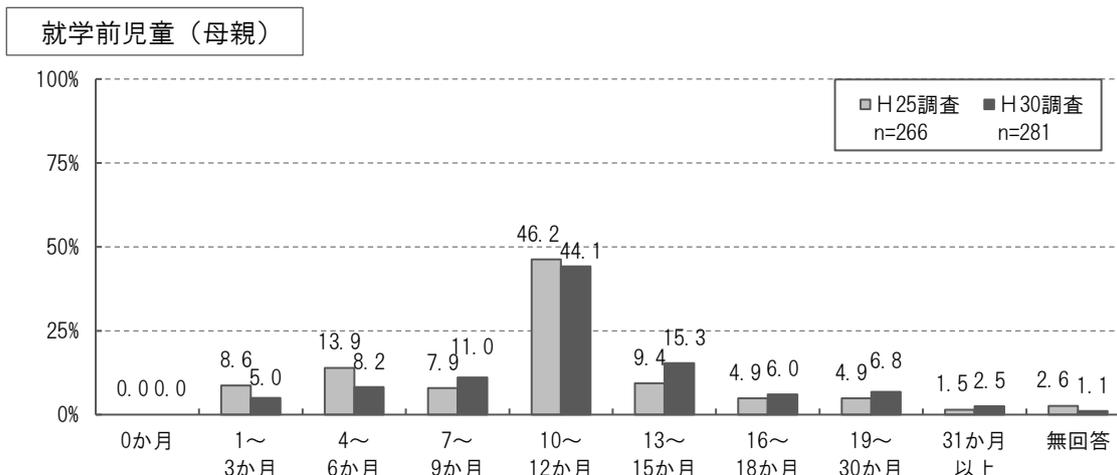
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



母親が育児休業から復帰したときの子どもの月齢をみると、「10～12か月」（44.1％）の割合が最も高く、次いで「13～15か月」（15.3％）、「7～9か月」（11.0％）となっています。

前回調査（H25）との比較をみると、「10～12か月」は2.1ポイント低くなっているものの、「13～15か月」は5.9ポイント高くなっていることから、育児休業の取得期間が長くなっている現状がうかがえます。

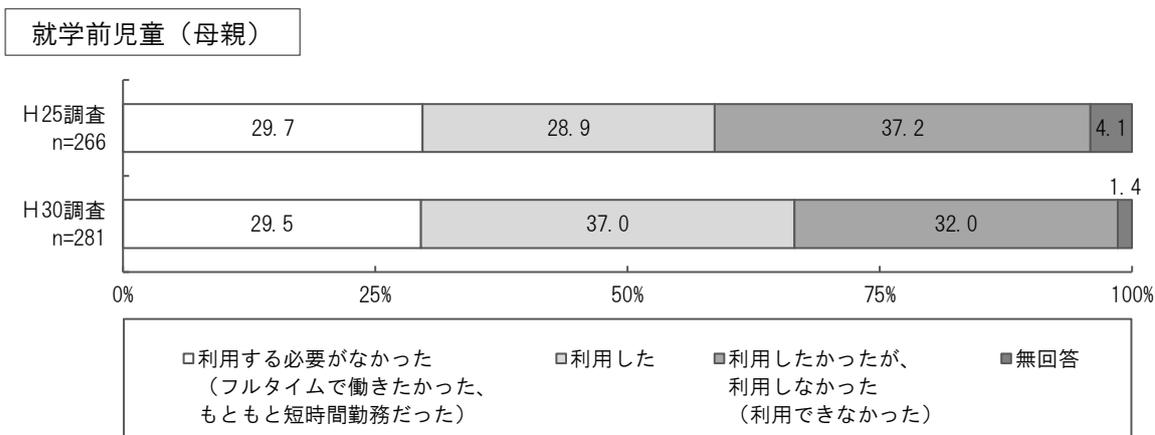
■ 育児休業から復帰したときの子どもの月齢



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は37.0％となり、前回調査と比較すると、8.1ポイント高くなっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

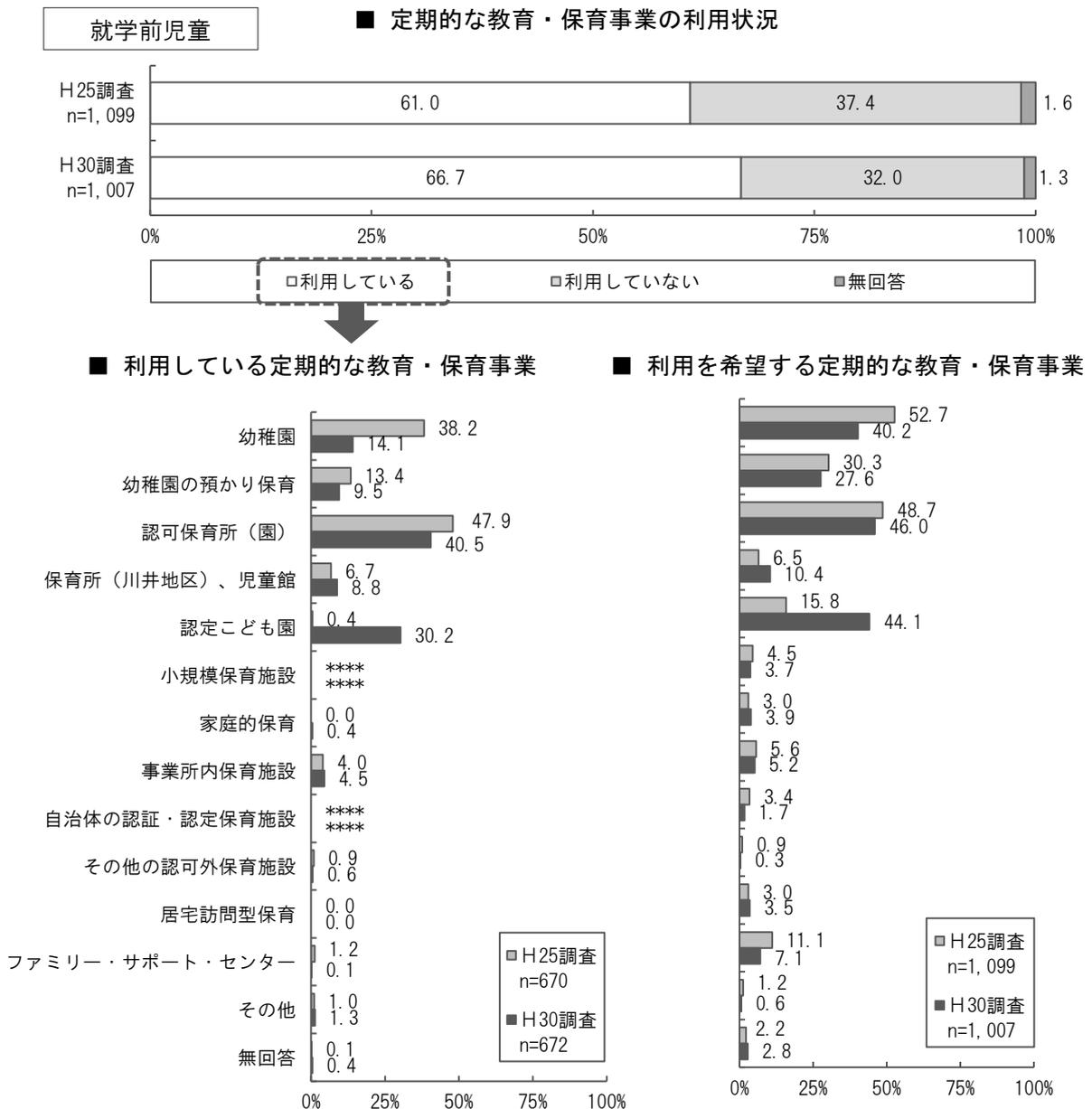
4 子育て支援事業の利用状況

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は66.7%となっています。利用している教育・保育事業は、「認可保育所（園）」が40.5%、次いで「認定こども園」が30.2%となっています。

また、実際の利用と利用希望との差をみると、「幼稚園」が26.1^{ポイント}、「幼稚園の預かり保育」が18.1^{ポイント}、「認定こども園」が13.9^{ポイント}と、いずれも希望が高い状況です。

前回調査（H25）と比較すると、定期的な教育・保育事業の利用割合は5.7^{ポイント}高くなっています。また、利用している教育・保育事業は「幼稚園」から「認定こども園」に移行しています。



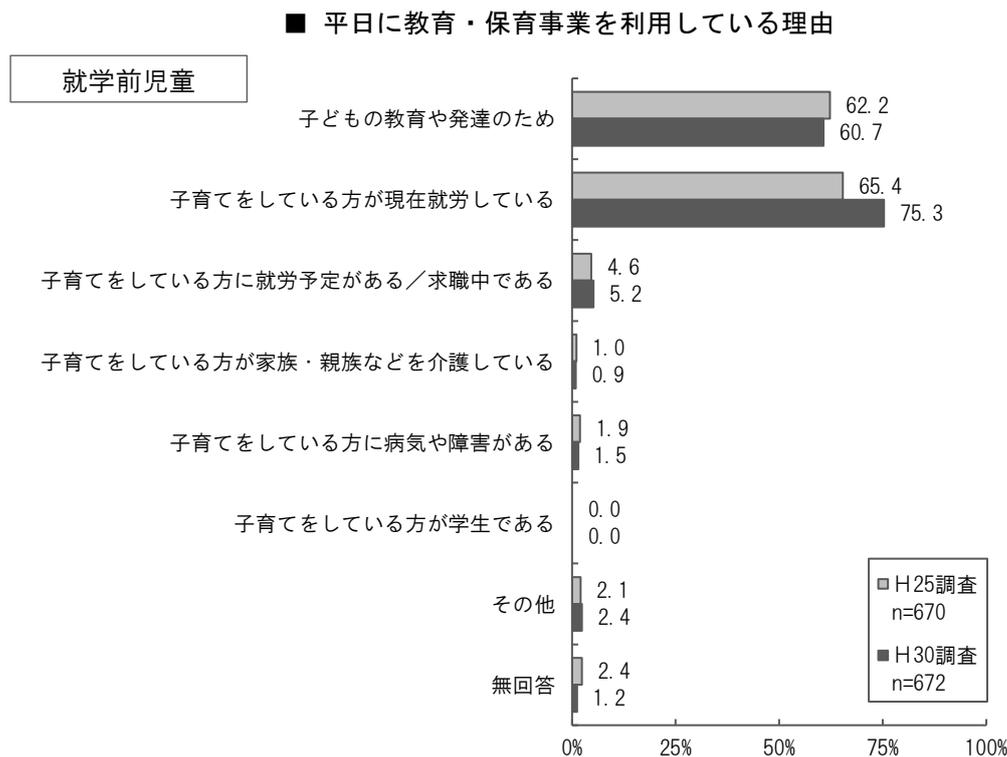
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



(2) 定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(75.3%) 割合が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(60.7%) となっています。

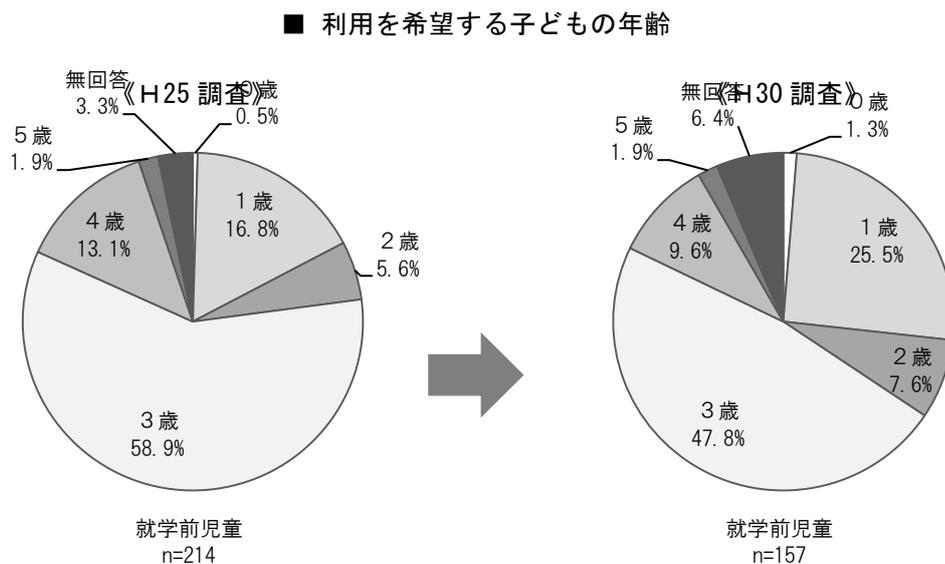
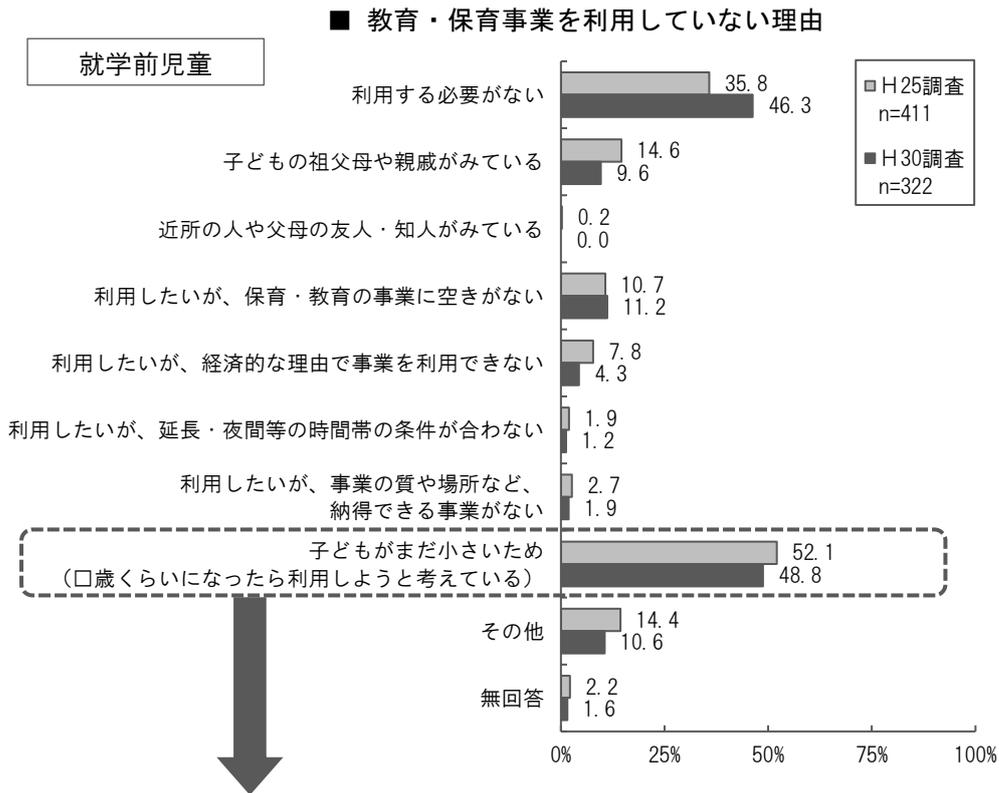
前回調査(H25)と比較すると、「子育てをしている方が現在就労している」と回答した割合が9.9^{ポイント}高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため」（48.8%）、「利用する必要がない」（46.3%）の割合が高くなっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方のうち47.8%は、「3歳」での利用を希望しています。

前回調査（H25）との比較をみると、「利用する必要がない」と回答した割合は10.5^{ポイント}高くなっています。また、「利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない」と回答した割合は3.5^{ポイント}低くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

5 施策の進捗評価

宮古市子ども・子育て支援事業計画は、4つの基本目標と10の基本方向並びに131の事業により構成され、その結果として「目標達成」は36事業（27.5%）、「推進できた」は48事業（36.6%）、「実施中」は44事業（33.6%）、「未実施」は3事業（2.3%）という進捗評価となりました。

未実施だった事業は、基本目標Ⅰの「基本方向（2）子育てと就労や社会参加の両立支援」の中の「乳児保育」「夜間保育」「休日保育」の3事業でした。

■ 第一期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	実施中	見直しが必要	未実施
計画全体	131	36	48	44	0	3
基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	62	24	10	25	0	3
(1) 親と子の健康保持・増進	12	1	0	11	0	0
(2) 子育てと就労や社会参加の両立支援	14	6	1	4	0	3
(3) 子育て中の家庭への支援	27	14	8	5	0	0
(4) 子育てしやすい生活環境の整備	9	3	1	5	0	0
基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり	31	7	18	6	0	0
(1) 子どもの健全育成	14	0	9	5	0	0
(2) 子どもがのびのびと成長できる環境の整備	17	7	9	1	0	0
基本目標Ⅲ 子どもも親も共に学び成長していける環境づくり	14	0	9	5	0	0
(1) 家庭や地域の教育力の向上	10	0	6	4	0	0
(2) 次代を担う若い世代への支援	4	0	3	1	0	0
基本目標Ⅳ 保護や支援が必要な子どもや家庭を支える環境づくり	24	5	11	8	0	0
(1) 子どもを支える取り組みの充実	15	3	7	5	0	0
(2) 家庭を支える取り組みの充実	9	2	4	3	0	0



6 本市における子育て支援に関する課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「宮古市第一期子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき課題を5つに分類しました。これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 ニーズに対応した教育・保育施設の整備

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」保護者は66.7%、「利用していない」保護者は32.0%となっています。利用していない理由としては、「子どもがまだ小さいため」(48.8%)が最も多く、そのうち利用を希望する子供の年齢として8割以上の保護者が「0～3歳」までには預けることを希望しています。また、「利用する必要が無い」は46.3%となっています。

また、母親の就労状況を見ると、「フルタイムで就労している」と「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた就労割合は、就学前児童保護者(69.0%)、小学生保護者(78.8%)の状況です。2013(平成25)年度の前回調査と比較すると、就労している母親の割合は就学前児童で10.0^{ポイント}、小学生で6.4^{ポイント}高くなっています。

以上の結果から、教育・保育事業利用者だけでなく、子どもを家庭で育てようとする保護者のニーズや支援についても、調査・検討していく必要があります。また、幼児教育・保育の無償化による影響も考慮し、利用増加を見込んだ教育・保育事業の確保に向けた取り組みが必要になります。

課題2 相談体制の充実

就学前児童の保護者の9割以上は子育てに関して周囲の協力者が得られていますが、祖父母等の親族にみてもらえるケースでもそのうち2割前後の保護者が「時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」と回答しています。また日常のおよび緊急時等にも親族・知人等の協力が得られない、孤立した子育て環境にいる就学前児童保護者は14.0%、小学生保護者は9.0%となっています。

気軽に相談できる相手の有無をみると、相手が「いる/ある」が91.3%となっていますが、公的機関が設置している相談窓口(相手)の状況をみると、「保健所・保健センター」(10.7%)、「子育て支援施設・NPO」(6.6%)、「市の子育て関連担当窓口」(1.2%)、「児童厚生員」(0.8%)は1割前後となっています。孤立した育児環境にある家庭に対して、個々のニーズに対応した支援の手を差し伸べるとともに、安心できる育児環境、相談体制への取り組みが必要となります。

課題3 学童の家（学童保育）の充実

「学童の家（学童保育）」に関する保護者の利用希望をみると、小学校低学年の時期の利用は就学前児童で50.0%、小学生で40.3%、小学校高学年の時期の利用では、就学前児童で35.1%、小学生で34.1%となり、子どもの放課後の安全な過ごし方として、一定の役割を担っています。今後も子どもの成長に繋がる事業として、保護者のニーズを反映しながら、よりよい事業内容への改善、環境・運営の整備を図り、さらに充実していくことが求められます。

課題4 地域子育て支援事業の充実、利用促進

地域子育て支援拠点事業の主な利用対象者となる、定期的な教育・保育事業を「利用していない」方における利用割合は33.2%となっています。また、地域子育て支援事業を「利用している」と回答した方のうち、44.0%は定期的な教育・保育事業を利用しているため、両事業を併用している割合も高い状況となっており、定期的な教育・保育事業の利用者および未利用者とも、一定の利用ニーズは満たしているものと考えられます。今後は、教育・保育施設との連携や相談機能の充実および、さらなる利用促進を図ることが求められます。

課題5 ワーク・ライフ・バランスの啓発

お子さんが生まれた時に「働いていなかった」と回答した方を除いた就労者のうち、育児休業を取得または取得中の母親は70.9%、父親は2.9%の状況となっており、前回調査と比較すると、母親は9.7ポイント増加し、父親は1.6ポイントの微増に留まっています。職場復帰時に「短時間勤務制度」を利用した母親は37.0%、父親は7.1%でした。利用しなかった理由としては、「職場に取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」「給与が減額される」の順にあげています。

以上の結果から、雇用および経済面において、安心して出産・育児ができる職場環境の整備と公的支援制度の周知・普及を図るとともに、不安なく利用できる事業体制・運営となるようにさらなる改善をしていく必要があります。また、父親の育児休業取得率の向上を目指し、育児に対する意識の改革や取得しやすい職場環境の整備、父親の育児参加の促進を進める必要があります。



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

《 基本理念 》

子どもたちの健やかな成長のため、
みんなが安心して子育て出来るまちづくり

子どもは、私たちに喜びや活力を与えてくれるかけがえのない宝であり、将来の社会を担う大きな希望です。全ての子どもが愛され健やかに成長するように支援することが必要です。

少子化や核家族化の進行など、子育てを取り巻く環境は変化してきていますが、だれもが子育てに夢と喜びを感じることができ、また、安心して子育てしやすい、良質かつ適切な環境づくりを行うことが重要です。

子育ては、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識の下に、次代を担う子どもたちを育むため、保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮された支援をしていく体制づくりが必要であり、家族の豊かな愛情のもとで、子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進めていくことが必要です。

2 子どもの権利の尊重

本市では、全ての子どもが、宮古の豊かな自然と家庭や地域の愛情に包まれながら夢と希望を持って健やかに成長すること、地域社会の一員として「ふるさと宮古」に愛着と誇りを持てるようになることを願い、日本国憲法や児童の権利に関する条約、児童福祉法の理念に基づき、「宮古市子ども条例（仮称）」の制定を予定しています。

この条例により、全ての大人が力を合わせて子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを産み育てることができる「ふるさと宮古」の実現を目指していきます。

3 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- 親と子の健康づくりに関わる相談や健康診査、保健指導、医療体制などを充実し、安全な妊娠・出産から子どもの心身の健やかな発達の支援に向けた取り組みを充実していきます。
- 全ての子育て家庭が安心して子育てができるように、多様な保育ニーズに応えるよう子育て支援の基盤整備をはじめきめ細かな子育て支援サービスの充実を図ります。
- 育児に不安や困難を感じている保護者への支援について、関係機関が連携し、早期に負担軽減を図ることができるよう適切な支援を実施します。
- 子育て家庭に対する保育料や医療費負担を軽減するための支援など経済的な支援対策を継続し、子どもを安心して育てることができる環境づくりを推進します。

基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

- 次代を担う子どもたちの健やかな成長のために、地域が一体となって子育てを支援する環境づくりを進めていくとともに、思春期教育等を通して、自他の生命尊重等道徳性を養い豊かな心を醸成します。
- 子どもたちの生きる力、豊かな心、健やかな体を育むことを目的として、学校教育における創意工夫ある教育課程を推進し、また、地域における豊かな自然を活用した体験学習や、伝統文化の学習体験の実施に取り組みます。

基本目標Ⅲ 子どもも親も共に学び成長していける環境づくり

- 子どもの健やかな成長を育むために、基本的な生活習慣の確立や社会のルールなど家庭の教育力の向上を図り、子育てに関する情報提供や親同士の交流、地域との交流など様々な機会や体験を通じて親子がともに学べる機会を提供します。
- 次代の親の育成のために、乳幼児とのふれ合いを体験する機会を提供します。また、父親も含めた子育てに関する幅広い学習機会の充実を図り、家庭の教育力を伸ばすとともに地域における教育力の向上を図り親と子の健やかな成長を支援します。

基本目標Ⅳ 保護や支援が必要な子どもや家庭を支える環境づくり

- 保護や支援を要する子ども・家庭について、関係機関との連携を図り、早期発見や必要な支援を実施する取り組みを進めます。
- 災害により被災した子どもに対し、関係機関と連携し、子どもの心に寄り添った支援を推進します。
- 障がいのある子どもや発達が気になる子どもの健やかな成長のために、早期発見や相談体制の充実を図るとともに、関係機関によるネットワークづくりを推進します。
- ひとり親家庭など支援を必要とする家庭について、相談体制の充実を図り、それぞれの家庭に合わせたきめ細かな支援を進めます。

4 施策の体系図

